誓約書

年　　月　　日

香川県知事　　　　　　　　　　　殿

住所

氏名

生年月日

家畜商法第４条各号に規定する下記事項のいずれにも該当しないことを誓約する。

記

１　心身の故障により家畜の取引の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者（精神の機能の障害により家畜の取引の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）。

２　禁錮以上の刑に処せられ、又は家畜商法、家畜伝染病予防法若しくは家畜取引法に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けないことが確定した日から２年を経過しない者。

３　家畜商法第７条第１項又は第２項の規定による免許の取消し（家畜商からの申請によるものを除く。）があった日から２年を経過しない者。ただし、家畜商法第４条第１号に該当するため取り消された者であって同号に該当しなくなったものを除く。

４　家畜の取引の業務を行う事業所を２以上設ける者であって、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する当該業務に従事する者の全てが家畜商法第３条第２項第１号に該当する者でないもの。

５　その家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者を置く者であって、その者の当該業務に従事する家畜商法第３条第２項第１号に該当する者の全て（当該業務を行う事業所を２以上設ける者にあっては、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する同号に該当する者の全て）が第１号から第３号までのいずれかに該当するもの。